

宝くじの当せん金

宝くじの当せん金は、「当せん金付証票法」により非課税となります。

非課税となるのは、宝くじの購入者が当せん金を受け取った場合です。

例えば、当選確率を上げるため友人何人かで共同購入をした場合、代表者が当せん金を受け取ったあとに分配すると贈与とみなされる危険性があります。

その対策としては、共同購入した人全員で受け取りに行き、銀行が発行する「宝くじ当せん証明書」に各自が受け取る金額を記載することで、贈与ではなく当せん金の受け取りとなります。

参考までに、令和3年の宝くじの収益金の使い道は、37.5%が都道府県及び20指定都市に納められ公共事業等に使われ、46.2%が当せん金、14.9%が印刷経費等、1.4%が社会貢献広報費等に使われています。

なお、指定された期限内に受け取らないと、当たりくじが無効となりますので、注意しましょう。

【贈与税の計算】

贈与税額 = (贈与の額 - 基礎控除(110万円)) × 税率 - 控除額

基礎控除後の課税価格	200万以下	300万以下	400万以下	400万以下	600万以下	1000万以下	1500万以下	3000万以下	3000万超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	
控除額	-	10万	25万	65万	125万	175万	250万	400万	

宝くじ分配金1000万の場合

$$(1000万 - 110万) \times 40\% - 125万 = 231万円(贈与税)$$

○当せん金付証票法

(特別措置)

第12条 当せん金付証票の金品の債権は、これを行使することができる時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第13条 当せん金付証票の当せん金品については、所得税を課さない。

(余談)

クイズの賞金や遺失物を拾った人がお礼としてもらう報労金は一時所得となります。

$$\text{一時所得} = \text{総収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額} - \text{特別控除}(50万円)$$

$$\text{課税所得} = \text{一時所得} \times 1/2$$